

平成 29 年度 判定基準及び審議対象事項

1 一般入試判定基準

学業成績、勤怠状況、健康状態、行動の記録において、本校の教育活動に支障がないこと。

2 審査圏の設定

(1) A圏、B圏、C圏の設定方法

・A圏

内申補正点（体・音・美・技を1.5倍）・学力検査点それぞれの偏差値の合計点の順位に基づいて募集人員（一般入学定員）の〔 80 〕%程度の人数が含まれるように範囲をA圏とする。

・B圏

募集人員（一般入学定員）の〔 110 〕%程度が含まれるように範囲を設定し、それからA圏を除いたものをB圏とする。

・C圏はA圏とB圏を除いた残りとする。

(2) 審議対象事項をもつ志願者の設定

下記の条件を基に、各圏内の審議対象者を設定し、審議順の目安とする。

条件 1（審議対象事項）

- ① 行動の記録に問題点がある者。
- ② 本校の学習活動において健康面での配慮が必要である者。
- ③ 出席の記録で届け無届けに関わらず各学年における欠席・欠課・遅刻のいずれかに〔 10 〕回以上のものがある者。
- ④ 3学年時の各教科の評定に1のある者。ただし特進コースは、いずれかの学年において1のある者。
- ⑤ 学力検査点の合計点が著しく低い者、または10点未満の科目がある者。ただし特進コースは、20点未満の科目がある者。
- ⑥ 面接判定がA, B, C段階のC判定である者。

A圏で条件1に該当しないものをA、該当するものをA' と設定する。

B圏で条件1に該当しないものをB、該当するものをB' と設定する。

条件 2（C圏の中から審議に上げる条件）

- ① 学力検査点の合計点が全受検者の中で著しく高い者。
- ② 内申点の合計点が全受検者の中で著しく高い者。
- ③ 行動の記録が全受検者の中で著しく良い者。（○の数が25個以上）
- ④ 特別活動の記録の中で顕著な実績のある者。
- ⑤ 自己申告書の提出のある者。（不登校生徒の取扱い）

条件 2に該当するものをCとし、該当しないものをC' とする。

3 不登校生徒の取扱い

(1) 志願者のうち、欠席または出席扱いが多い等の理由を説明する必要があると認められる者は、自己申告書（第13号様式）を中学校長を経て志願先高等学校長に提出することができる。自己申告書（第13号様式）の記入は、志願者及び保護者の直筆とする。提出に当たっては、厳封しても良い。その際、封筒の表に、中学校名、本人氏名を記入すること。

(2) 志願者からの自己申告書が提出された場合は、これを選抜資料に加えることができる。（該当する圏の審議時に自己申告書を読み上げ審議の資料とする。）